

婦人少年室協助手員規程等から

○労働大臣が委嘱します。

○任期は2年です。

○身分は非常勤の国家公務員です。

○仕事のうえの秘密は守ります。

○政治的行為は制限されます。

○地区を担当します。

婦人及び年少労働者の保護、婦人の地位の向上、その他、婦人問題に関する相談や、問合せなどは婦人少年室または、地区担当の協助手員にご連絡ください。

婦人少年室所在地は

佐賀市城内一丁目5番20号
佐賀婦人少年室

婦人少年室協助手員

労働省婦人少年局

1966.4

リーフレット No. 96

婦人少年室協助力制度とは

○ 婦人少年行政の

地域浸透をはかるため

働く婦人・年少者の保護福祉

婦人の地位向上等に理解ある

有識者に

婦人少年室の業務を

援助していただく制度です。

○ この制度は

昭和28年に設けられて以来

多くの成果をおさめてきました。

○ 現在、3,500 名のかたが

全国各地域で

活動しています。

婦人少年室協助力員はこのような活動をします

実態の把握と連絡

担当地区において

婦人や年少労働者について

どんなことが問題となつているか

何が求められているかなど

実態を把握し

婦人少年室へ連絡します。

広報・啓発

婦人少年室の行なつている

婦人・年少労働者の

保護・福祉のためのしごとを

地域に伝え広め

より多くのかたがたの

理解と協力が得られるようつとめま

す。

相談業務

婦人や年少労働者の

個々のケースについて

よい相談相手となります。

必要に応じて

関係機関と連絡をとりながら

適切な措置をとります。

その他

婦人少年室の行なう

いろいろな業務に

協力します。